

## 宇和島市水道局最低制限価格制度実施要領

平成 23 年 2 月 1 日

水道局告示第 2 号

改正 平成 24 年 9 月 27 日水道局告示第 3 号

平成 26 年 1 月 21 日水道局告示第 2 号

平成 26 年 4 月 14 日水道局告示第 5 号

平成 30 年 3 月 5 日水道局告示第 1 号

令和元年 10 月 1 日水道局告示第 3 号

令和 2 年 3 月 23 日水道局告示第 2 号

令和 4 年 4 月 1 日水道局告示第 4 号

### （目的）

第 1 条 この要領は、水道局が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び宇和島市契約規則（平成 17 年規則第 56 号。以下「規則」という。）第 13 条の 2 の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### （対象）

第 2 条 この要領の対象は、予定価格が 5,000 万円未満の工事とする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合及び市長が特に対象外と認める場合には適用しない。

### （最低制限価格の算定）

第 3 条 前条に規定する工事の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

### （最低制限価格の事後公表）

第 4 条 前条の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

### （落札者の決定）

第 5 条 入札価格が最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回る場合は、

入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

（落札者決定の通知）

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは速やかに落札者に落札決定通知を行い、入札結果を公表するものとする。

- 2 公表の方法は、入札結果表を閲覧により公表するとともに、結果を宇和島市水道局ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、その他の入札者にはこれをもって結果の通知に代えるものとする。

（入札参加者への周知）

第7条 市長は、規則第4条及び第5条の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第21条及び第22条の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあたっては、次に掲げる事項をホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この要領の実施に関し必要な事項について、宇和島市最低制限価格制度実施要領（平成22年告示第10号）に運用又は基準等の定めがあるときはこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日水道局告示第3号）

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年1月21日水道局告示第2号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇和島市最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の日から平成26年3月31日までの間に契約締結を行う案件のうち、予定価格の算定に当たり消費税(地方消費税を含む。)の率を8パーセントで算定しているものについては、第5条中「105分の100」とあるのは「108分の100」と、別表中「1.05」とあるのは「1.08」と読み替えて適用する。

附 則(平成26年4月14日水道局告示第5号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月5日水道局告示第1号)

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇和島市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月1日水道局告示第3号)

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日水道局告示第2号)

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の宇和島市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日告示第4号)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇和島市水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、令和4年6月1日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

| 区 分                             | 最低制限価格                                                                                                                                                          | 備 考                                                                         |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 土木工事<br>水道施設工事                  | $(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$                                          | 計算式により算出した額が予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を最低制限価格とする。 |
| 建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。） | $\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$ |                                                                             |

注1 最低制限価格については、費目ごとに所定の率を乗じたもの（円未満切捨て）の合計に 1.1 を乗じた額（円未満切捨て）とする。

注2 事前公表した予定価格を超えるもの及び予定価格に 7.5/10 を乗じて得た額を下回るものは無効とする。